

処遇改善等加算制度改正概要（令和7年5月26日事務通知の一部を再掲）

処遇改善等加算の一本化

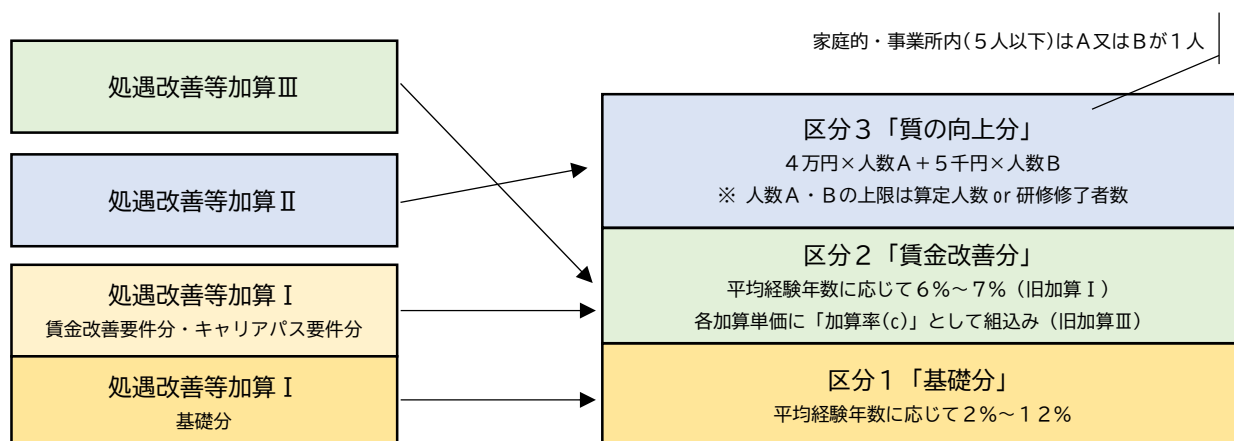
全施設

平成27年度以降、処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲと設けられてきましたが、制度が複雑・事務作業が煩雑で、各施設や自治体において多大な事務負担が発生してきたことから、手続や事務負担の軽減を図るため、今般、一本化されることとなりました。

一本化に伴い、従前の通知は廃止され、新たな通知が発出されました。
ただ、通知内容だけでは詳細や運用が不明瞭な部分があり、今後、順次FAQ等の形でフォローアップの情報が出てくと思われます。
現時点の通知の内容から主だったものを以下にまとめていますのでご参照ください。
（処遇改善等加算の案内の際、必要な内容を再度まとめてお知らせする予定です）



【見直しの概要】



【賃金の改善方法等】

<加算額の使途>

- ・ 区分1 : 勤続年数等を基準として行う昇給等に適切に充てること
- ・ 区分2・3 : 全額を職員の賃金の改善に確実に充てること

<改善の方法等>

- ・ 改善を行う賃金の項目以外の賃金の項目の水準を低下させないこと。
- ・ 対象者や賃金改善額が恣意的に偏ることなく、改善が必要な職種の職員に対して重点的に講じられるよう留意すること。
- ・ 区分2は、毎月払い、一括払い等の方法により賃金の改善を行うことができ、区分3は、決まって毎月支払われる手当又は基本給により賃金の改善を行うこと。また、区分2・3を併せた加算による改善額のうち1/2以上は、基本給や決まって毎月支払われる手当により改善すること（※ 次ページ追記①参照）。

【区分3に関する注意点（研修修了要件と賃金改善の対象職員）】

- ・ 区分3の適用を受けるためには、「副主任保育士等」又は「職務分野別リーダー」又は「園長、主任保育士、副園長などの管理職員等」であり、加算当年度の4月1日時点で、それぞれ別に定める研修を修了している職員が合計で1名以上いることが必要です。

- ・区分3の加算額を算定するための「人数A」（副主任保育士等＋園長その他の管理職員等相当）と、「人数B」（職務分野別リーダー相当）は、それぞれ、施設規模や加算の適用状況等に応じて算出される「基礎職員数」から求めます（人数A＝基礎職員数×1／3、人数B＝基礎職員数×1／5）が、加算当年度の4月1日時点の研修修了者の数がこれに達しない場合は、研修修了者の数がそれぞれ人数A・人数Bとなります（※ 次ページ追記②参照）。
- ・区分3による加算額の配分対象職員には、当該年度内に職位に応じた研修を修了する見込みの職員を含むことができます。（前2つの「・」には見込みの職員を含むことはできません。）

★「人数A」と「人数B」の考え方が変わっています！

処遇改善等加算Ⅱでは、研修修了要件を満たした副主任保育士等（職員A）は1人以上、研修修了要件を満たした分野別リーダー等（職員B）は「基礎職員数×1／5」以上を確保することを要件として、4万円×人数A（基礎職員数×1／3）＋5千円×人数B（基礎職員数×1／5）の交付を受けることができました。

ですが、この度一本化された処遇改善等加算（区分3）では

- ・人数A→基礎職員数×1／3。ただし、職員Aの人数がこれに達しない場合は職員Aの人数。
- ・人数B→基礎職員数×1／5。ただし、職員Bの人数がこれに達しない場合は職員Bの人数。

として算出されます。

※ ただし、新たな制度では「職員A」には、副主任保育士等に加えて別に定める研修を修了している園長、主任保育士、副園長などの管理職員等を算入できることとなっています。（具体的な研修修了要件は現時点で不明です。）

一方、従前（Ⅱ）は必要な職員A・Bの確保ができなかった場合には加算そのものが受けられなかったところ、改正後（区分3）では緩和され、実際に4月1日時点で配置している職員A・職員Bの人数分の給付は受けられる形となっています。

なお、認定された加算当年度の人数A・人数Bは原則として通年適用され、年度途中で研修修了要件を満たした職員をこれに加えることはできません（※ 次ページ追記②参照）。

<例示：ケース1>

- ◎人数Aが6名、人数Bが3名と算出される施設で、職員Aが1名、職員Bが3名の場合
 （～R6）4万円×6（名） ＋ 5千円×3（名）＝ 255,000円（月額）
 （R7～）4万円×1（名） ＋ 5千円×3（名）＝ 55,000円（月額）

<例示：ケース2>

- ◎人数Aが6名、人数Bが3名と算出される施設で、職員Aが1名、職員Bが2名の場合
 （～R6）要件を満たさないため支給不可
 （R7～）4万円×1（名） ＋ 5千円×2（名）＝ 50,000円（月額）

※ <ケース1><ケース2>ともに職員Aと職員Bが同じ人数と仮定した場合の試算です。上記の注釈のとおり、職員Aに園長などの管理職員等を加えることができる場合があります。

※ 処遇改善等加算（区分3）の実際の単価は法定福利費等の分を含むため、概ね、職員A＝5万円、職員B＝6千円となりますが、分かりやすく賃金改善ベースで4万円、5千円として例示。

5月26日追記／処遇改善等に関するFAQ（よくある質問）第2版新規採録内容

① 区分2・3の配分方法に関して、時期の猶予が認められます。

前述のとおり、区分2・3による加算額のうち1／2以上は基本給や決まって毎月支払われる手当により改善することが必要ですが、今回の制度変更による区分2・3の加算額の認定が行われるまでは、この要件を満たしていない場合も要件を満たすものと取り扱うことが可能です。ただし、認定がされた翌月以降は速やかに当該要件を満たしていただく必要があります。（令和7年度の処遇改善等加算の申請は7月頃に案内できるように現在調整を進めています。）

② 令和7年度に関してのみ、「人数A」には「研修修了見込みの者」を含めることができます。

今回の制度改正により加算額が少なくなり、これまで賃金改善をしてきた職員への賃金改善が行われなくなることを避けるため、令和7年度に限り、「人数A」の「研修修了者」には加算配分対象である研修修了見込みの者を含めることができます。ただし、令和6年度において処遇改善等加算Ⅱの認定を受けていなかった施設ではこの特例は適用できませんのでご注意ください。

なお、令和8年度以降の「人数A」には4月1日時点で4分野・60時間以上の研修を修了している職員を計上いただくことになりますので、計画的な研修の受講をお願いいたします。

※ その他にも処遇改善等加算に関するFAQの更新がありますので、必ず[こども家庭庁の該当ページ](#)を確認してください。

【その他】※ 申請や実績報告に必要な書類等は、あらためて一斉に募集する際にご案内します。

＜申請手続の簡素化＞

- ・加算の申請に当たっては、従前はⅠ・Ⅱ・Ⅲそれぞれに提出いただいておりましたが、一定の簡素化がされており、共通の様式で提出いただくことができます。
- ・令和6年度に導入された、前年度に加算の適用がある場合は「賃金改善の誓約書」を提出することによって計画書に替えることができる取扱いが継続されます。（ただし、この場合も、経験年数算定表、見込平均利用子ども数の算出表、基礎職員数の算定表等は提出いただく必要があります。）

＜実績報告の取扱い＞

- ・申請手続きと同様に一定の簡素化が図られており、区分1～3までを共通の様式で提出いただく形となります。
- ・実績報告では、全体の加算総額で賃金改善が行われているかを確認します。その際、基準年度の賃金から施設独自の賃金改善額（例：本市補助等を受けて実施する賃金改善等）を控除することができ、また、加算当年度の賃金からは定期昇給分を控除する等、これまでの処遇改善等加算にはない要素もあります。

※ **人件費等補助金における収入認定の取扱いについて** **保育所** **認定こども園(幼保連携型・保育所型)**

人件費等補助金の収入認定額の算定にあたって、従前のⅠ・Ⅱについては、受給要件を満たさない場合においても、受給し得る額を見込んだうえで当該費用の額を収入認定しておりましたが、今般の処遇改善等加算の一本化の見直しや、処遇改善等加算（区分3）の算出方法の変更（上記、箱書き参照）の趣旨を踏まえ、令和7年度分の人件費等補助金の算定からは、処遇改善等加算（区分1～3の全て）の収入認定を受給額ベースで行うこととしますので、併せてお知らせいたします。